

沼津市静浦地区(多比)における津波対策の方針

令和元年11月
静岡県・沼津市

目次

- 1 はじめに
- 2 地区協議会意見のまとめ
- 3 沼津市静浦地区（多比）における
津波対策の方針【結論】

(津波地区協議会用 参考資料)

参考 1 津波対策の方針の補足説明

参考 2 レベル 1 津波最大浸水深

参考 3 地区協議会

1 はじめに

・地元町内会や関係機関・団体等の代表者で組織した「沼津市津波対策静浦地区（多比）協議会」では、利害の異なる関係者間で話し合いを重ねることで、お互いに理解しあい、地区として最良であると考えられる津波対策を「沼津市静浦地区（多比）における津波対策基本方針案」として取りまとめました。

静岡県及び沼津市は、この基本方針案を尊重し、地区の実情を踏まえた総合的な津波対策の方針である「沼津市静浦地区（多比）における津波対策の方針（案）」を作成しました。

静岡県及び沼津市では、今後、本方針に基づき津波対策を推進していきます。

なお、本方針に記載の事業の実施にあたっては、予算の確保を含め国その他関係機関等との調整が必要となります。

2 地区協議会意見のまとめ

沼津市静浦地区（多比）における津波対策基本方針案

静岡県地震・津波対策アクションプラン2013において、津波から一人でも多くの命をまもるため、津波対策として「津波を防ぐ」・「津波から逃げる」・「津波に備える」ことを柱に行うこととしております。

つきましては、地域の特性を踏まえた最もふさわしい津波対策「静岡方式」に基づく話しによって、沼津市静浦地区（多比）における津波対策基本方針案をまとめました。

- 1 最大クラス（レベル2）の津波に備えた住民や観光客等の迅速かつ主体的な避難を最重要の対策と位置づけ、避難を後押しするソフト対策を推進します。
 - 2 津波を防ぐための防潮堤（レベル1）等の新たな施設整備や既存施設のかさ上げは、地域の状況を鑑み、当分の間、行わないものとします。
 - 3 現況の護岸の高さを超える津波に対しては、避難によって命を守ることとし、沼津市による地域防災計画や地域の津波避難行動計画に基づき自ら行動します。
- なお、静岡県の地震津波被害想定等が見直された場合は、上記基本方針案についても、適宜見直します。

3 沼津市静浦地区（多比）における津波対策の方針【結論】

・静岡県と沼津市は、沼津市津波対策静浦地区（多比）協議会で纏められた「沼津市静浦地区（多比）における津波対策の基本方針」を基に静浦地区（多比）の津波対策の方針を策定しました。

1) レベル1津波に対する施設整備について

・沼津市静浦地区（多比）では、既存施設を活用することとします。また、津波を防ぐための防潮堤（レベル1）等の新たな施設整備や既存施設のかさ上げは、地域の状況を鑑み、当分の間、行わないものとします。

2) 避難について

・静岡県と沼津市は、最大クラス（レベル2）津波に対し、住民の迅速かつ主体的な避難を最重要の対策と位置付け、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」・「沼津市地震・津波対策アクションプラン」・「沼津市 津波対策計画」に基づく避難を後押しするソフト対策を推進します。

3) その他の津波対策について

・これら津波対策については、静浦地区（多比）・静岡県・沼津市・関係機関が協力し、着実に実施していくとともに、今後も継続してソフト対策を検討していきます。
・静岡県の地震津波被害想定等が見直された場合は、この方針についても適宜見直すこととします。

参 考 资 料

参考1 津波対策の方針の補足説明

津波の高さは地震の規模、震源の位置等の発生条件で大きく変わるために、地震が発生したらまずは避難することが大切です。

また、避難に際しては、最大級であるレベル2の津波が来襲するものと想定し、迅速かつ主体的に行動する必要があります。

静浦地区（多比）ではレベル2津波に対応するためのソフト対策を推進します。防潮堤等の新たな施設整備・既存施設のかさ上げなどのハード対策は当分の間行わないものとします。

・レベル1、レベル2とは

レベル1及びレベル2の地震・津波は下に示すとおりになっています。

レベル1の地震・津波

本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波

レベル2の地震・津波

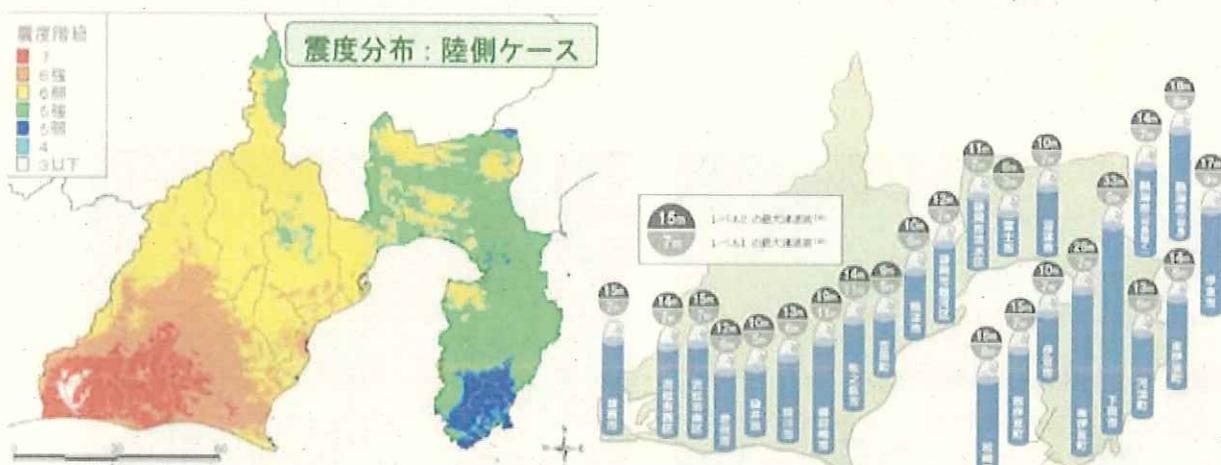
内閣府が示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

また、静岡県の南海トラフ巨大地震（レベル2）発生時の震度及びレベル1、2の最大津波高、被害想定を下に示します。

●地震・津波の想定

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震の震度分布

レベル2：南海トラフ巨大地震（陸側ケース）



●静岡県で予想される津波

●津波による想定死者数

発生場所	第4次地震被害想定		第3次地震被害想定
	レベル1津波	レベル2津波	
駿河・南海トラフ	約9,000人 ^(※1)	約96,000人 ^(※2)	227人 ^(※4)
相模トラフ	約2,900人 ^(※3)	約5,700人 ^(※3)	—

(※1)冬・深夜・早期避難率低・地震予知なしの場合、(※2)陸側ケース・冬・深夜・早期避難率低・地震予知なしの場合

(※3)冬・深夜・早期避難率低の場合、(※4)冬5時・地震予知なしの場合

参考3 地区協議会

静浦地区では平成28年11月2日に地元住民を対象とした「みんなで、津波対策について語る会」を開催し、津波対策の現状と今後の進め方について協議しました。

開催日・場所	出席者	概要
H28.11.2 静浦地区センター	50名	<ul style="list-style-type: none">講演 「静浦地区のソフト・ハード一体となった津波防災を考える」 (阿部郁男常葉大学社会環境学部教授)今後の進め方(地区協議会の開催)

※出席者数に沼津市・静岡県関係者は含まない



講演会主旨説明



自治会長あいさつ



沼津土木事務所長あいさつ



常葉大学 阿部郁男教授の講演
「静浦地区のソフト・ハード一体となつた津波防災を考える」

阿部教授による講演会を含め、静浦地区(多比地区)では協議会を開催しました。
静浦地区(多比地区)では2回地区協議会を開催し、津波対策についてソフトの面から検討し、「沼津市静浦地区(多比地区)における津波対策の基本方針」を提示しました。

・地区協議会

①構成

会長	
メンバー	<ul style="list-style-type: none">・連合自治会役員・地元住民・沼津市(危機管理課)・静岡県(沼津土木事務所)
事務局	静岡県沼津土木事務所

②開催状況

・静浦地区(多比地区)

回	開催日・場所	出席者	概要
1	H29.9.20 静浦地区センター	40名	<ul style="list-style-type: none">津波対策シミュレーションの放映・ワークショップ(住民の津波対策への希望の聞き取り)
2	H30.7.18 多比公民館	20名	<ul style="list-style-type: none">・第1回 多比(静浦地区) みんなで、津波対策について語る会・ワークショップ(津波から逃げるためには)(津波に備えての準備)(津波避難経路について)

※出席者数に沼津市・静岡県関係者は含まない

多比地区 第1回



協議会開催



自治会長挨拶



協議会主旨説明



ワークショップ状況①



ワークショップ状況②



ワークショップ状況③



ワークショップ状況④



1班発表

沼津市津波対策計画(平成31年3月) (抜粋)

事業計画一覧

- A. 避難エリアや方向に係る対策（案）と実施エリア
- B. 避難先に係る対策（案）と実施エリア
- 観光客・要支援者対策
- C. 避難エリアや方向に係る対策（案）と実施エリア
- D. 避難先に係る対策（案）と実施エリア
- E. 要支援者の避難における対策

対策			対策内容		対策に係るAP	対策目標期間
対策名		担当	避難対象エリア (津波想定浸水域+ 津波避難訓練対象区域)	静浦地区		
A1	迅速な避難行動（3分で避難開始）	市	住宅に対し、迅速な避難行動を啓発	—	17 的確な避難行動に向けた防災講座の開催	短期
A2	避難方向の適正化	市	住民意見を反映し、適切な避難方向を設定	—	21 地域による防災訓練の充実・強化	短期
A4	橋の耐震化等	橋の落橋防止	市	落橋防止計画を策定している橋梁に對し、対策を実施	17 的確な避難行動に向けた防災講座の開催	短期
A6	避難指導案内看板の設置	市	新規津波避難施設等について案内看板を設置	—	21 地域による防災訓練の充実・強化	中期
B2	津波避難ビルの指定 (基準水位で改訂)	市	基準水位以上を避難先とし、津波避難ビルガイドラインを改訂	—	50 落橋の防止対策	中期
B4	耐浪化建築物の検討	市	○耐浪化建築物についての検討を進める	—	7 迅速な避難のための指導看板設置	短期
B5	津波避難路の指定	県及び市	津波避難路の指定	—	1 地域特性に応じた避難場所の整備	短期
C2	避難誘導	市	サイン計画の策定	—	1 地域特性に応じた避難場所の整備	短期
E1	要支援者に係る津波避難計画に策定	市	要支援者対策が必要な箇所についてサイン計画を策定	—	7 迅速な避難のための指導看板施設	短期
E2	避難場所の確保	市	案内看板の設置	—	7 迅速な避難のための指導看板施設	短期
E3	発災時の情報伝達と案内誘導の方法についてマニュアルを整備	市	ライフセーバーや従業員による避難説明の実施	—	7 迅速な避難のための指導看板施設	短期
D2	津波避難ビルの指定 (基準水位で改訂)	市	基準水位の基準に津波避難ビルガイドラインを改訂	—	1 地域特性に応じた避難場所の整備	短期
E1	要支援者に係る津波避難計画に策定	市	避難支援個別計画書の整備	—	80 災害時要支援者の避難支援個別計画書の整備	長期
E2	避難場所の確保	市	福祉避難所の充足	—	82 介護施設・高齢者福祉施設の防災体制の充実	長期
E3	発災時の情報伝達と案内誘導の方法についてマニュアルを整備	市	介護施設・高齢者福祉施設の防災体制の充実	—	81 福祉避難所の充足	長期
				—	82 介護施設・高齢者福祉施設の防災体制の充実	短期

